

「社会福祉法人に対する指導監査ガイドラインの一部改正案に関する御意見募集（パブリックコメント）について」の結果について

令和3年11月12日
厚生労働省
社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉法人に対する指導監査ガイドラインの一部改正案に関する御意見募集（パブリックコメント）について」については、令和3年9月10日から令和3年10月9日までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）を通じて御意見を募集したところ、様々な御意見等を頂きました。

お寄せいただいた御意見と、それに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

なお、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみ要約の上、取りまとめることとしておりますのでご了承下さい。

皆様の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

回答番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
1	議案例や解説なども示していただきたい。例えば、今回の「補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事による報告」について、具体的にどのような場面で、どのような手続きが必要かなどを解説願いたい。	補償契約とは、役員等に対して、 ア 役員等がその職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用 イ 役員等がその職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、損害賠償金又は和解金を支払うことにより生ずる損失 について、費用等の全部又は一部を社会福祉法人が補償することを約する契約を指します。 補償契約の内容を決定するには、理事会の決議によらなければなりません

		<p>ん。</p> <p>また、補償契約に基づく補償が実行された際には、補償を実行した理事及び補償を受けた理事は、当該補償についての事実を理事会に報告しなければならず、当該報告の概要は理事会の議事録に記載されなければなりません。</p> <p>議案例や解説なども示していただきたいとのご意見については、今後の運用の参考にいたします。</p>
--	--	--